

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 根拠法規

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査
学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)

(3) 調査の対象

ア 発育状態調査

調査実施校(園)に在籍する満5歳から17歳までの幼児、児童及び生徒のうち、年齢別男女別に抽出された者。

イ 健康状態調査

調査実施校(園)に在籍する幼児(5歳児のみ)、児童及び生徒。(全員)

区分	調査実施校数	発育状態調査		健康状態調査 調査対象者数
		1校あたりの 対象者数	調査対象者数	
幼稚園	44園	44人	1,667人	2,805人
小学校	68校	96人	6,446人	29,706人
中学校	49校	120人	5,754人	18,696人
高等学校	48校	90人	4,263人	32,808人
計	209		18,130人	84,015人

(注) 調査実施校数は、文部科学省の定める方法で抽出された調査指定校の数です。

1校あたりの対象者数は文部科学省が定める人数です。ただし、定数に満たない実施校においては、全幼児、児童及び生徒が対象となります。

幼稚園には幼保連携型認定こども園を、小学校には義務教育学校(第1～6学年)を、中学校には義務教育学校(第7～9学年)及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含みます。(年齢は平成30年4月1日現在の満年齢)

(4) 調査事項

ア 児童等の発育状態に関する事項(身長、体重)

イ 児童等の健康状態に関する事項(栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、目の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無)

(5) 調査時期

平成30年4月から6月(昭和23年から毎年実施)
学校保健安全法による健康診断等の結果に基づき調査

(6) 調査系統

文部科学大臣 ———— 北海道知事 ———— 調査実施校(園)の長

(7) 調査方法

学校(園)長による自計報告

《利用上の注意》

構成比及び比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。